

平成24年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成24年6月18日 午前10時03分 開会
午前11時48分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市民生活部長	生 野 吉 秀
都市整備部長	矢 間 孝 司	都市整備部理事	中 裕 晃
産業観光部長	吉 川 正 隆	保健福祉部長	吉 川 光 俊
教 育 部 長	中 嶋 正 英	上下水道部長	松 浦 住 憲
消 防 長	岩 井 利 光	会 計 管 理 者	山 岡 加代子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 7番 藤井本 浩 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 議第29号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議第30号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第6 報第3号 平成23年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第4号 平成23年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(葛城市税条例の一部を改正することについて)
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度葛城市一般会計補正予算(第6号)について)
- 日程第11 議第31号 葛城市印鑑条例等の一部を改正することについて
- 日程第12 議第32号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第33号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議第34号 工事請負契約の締結について
(葛城市立新庄小学校北中棟地震補強・大規模改造工事及び北棟大規模改造工事)
- 日程第15 議第35号 工事請負契約の締結について
(葛城市立磐城小学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事)
- 日程第16 議第36号 平成24年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前10時03分

西川議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成24年第2回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成24年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。初めに、閉会中に総務文教常任委員会の藤井本委員長より委員長の辞任届が辻村副委員長あてに提出されました。6月14日に開催されました総務文教常任委員会におきまして、委員長の辞任が許可されました。それに伴い委員長の互選が行われた結果、朝岡佐一郎君が就任されましたので、報告をいたします。

また、委員長の辞任とあわせて議会運営委員会の辞任願が藤井本委員より議長あてに提出されましたので、これを許可いたしました。引き続き委員として藤井本浩君を指名いたしましたことをあわせて報告いたします。

なお、新しい役員名簿は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第3から日程第16までの14議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、閉会中に開催されました常任委員会並びに特別委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。

初めに、総務文教常任委員会委員長より報告を願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡総務文教常任委員長 それでは、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、閉会中の継続審査の審査状況についてご報告を申し上げます。

報告の前に、先ほど議長の方からご報告がありましたように、6月14日の委員会の中で、新たに総務文教常任委員会の委員長を拝命させていただきました。委員の皆様方の、またさらなるご協力のもと、審査を進めてまいりたい、このように思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、報告をいたします。

委員会は、平成24年5月15日、5月24日、6月14日に開催をし、審査をいたしております。

まず、5月15日の委員会においては、新庄幼稚園園舎の建替えにかかる設計図基本プラン3案の提示があり、理事者より内容説明が行われ、各委員の意見を聞き、中身を精査した上で、次回の委員会で意見集約を行うこととなりました。

次に、5月24日の委員会では、前回の委員会で提示をされた設計図基本プラン3案について、引き続き協議をいたしました。委員からは、周辺住民への説明や現場の声を確認してい

るのかという意見があり、騒音や採光等を配慮した上で、再度委員会を開催し、設計図を提示いただくこととなりました。

次に、6月14日の委員会では、前回の委員会の意見を踏まえ、修正後の設計図2プランが提示をされました。委員からは、特に正門の場所、園舎の配置を検討する中で、教職員、周辺地域の方、保護者との協議をすべきであるとの意見があり、開発事前協議の期日も迫っており、できるだけ早い時期に本委員会を再度開催し、協議をする、このようなことになりました。

以上で総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

西川議長 次に、都市産業常任委員会委員長より報告を願います。

10番、溝口幸夫君。

溝口都市産業常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中の継続審査の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は平成24年5月31日に開催し、審査をいたしております。

委員会では、まず新道の駅建設事業の平成24年度の事業計画についての説明があり、ソフト面では、新道の駅設立委員会が市民を対象に意向調査を行い、それをもとに株式会社設立の基本事項の決定及び出資募集を行い、更に出荷者と出店者の募集要項を作成する予定である。また、ハード面では、地元地権者への説明会の後、測量や造成にかかる設計を行い、用地交渉を始めていく予定であるとの内容説明でありました。

次に、新道の駅がオープンする平成27年3月末までの全体的なスケジュール、株式会社設立後の運営組織の形態についても説明がありました。

最後に、委員会といたしましては、本件について、今後とも継続して審査することになりました。

以上で都市産業常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

西川議長 次に、議会改革特別委員会委員長より報告を願います。

2番、中川佳三君。

中川議会改革特別委員長 おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、閉会中の議会改革特別委員会の審査状況について、ご報告を申し上げます。

委員会は平成24年5月9日に開催し、審査をいたしております。

委員会では、御所市、五條市両市議会の定数削減に至る経緯並びに条例制定等のタイムスケジュールについて、資料をもとに報告をされました。その後、定数削減の時期については、次回の一般選挙からと決定いたしました。具体的な議員定数については、常任委員会の構成人数等、あらゆる面から定数削減の条例改正に向けての準備をしていくべきという意見があり、今後は議員定数を決定するに当たり、具体的な事項について議論を重ね、検討していくことになりました。

以上で議会改革特別委員会の報告といたします。

西川議長 次に、尺土駅前広場整備事業特別委員会委員長より報告を願います。

15番、下村正樹君。

下村尺土駅前広場整備事業特別委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中の尺土駅前広場整備事業特別委員会の審査状況について、ご報告を申し上げます。

委員会は平成24年6月8日に開催し、審査をいたしております。

審査内容は、尺土駅前整備にかかる用地買収の契約状況について、現在の進捗状況の報告を受け、既に用地買収契約済み区間のうち、一部北側歩道と車道を、車の対向ができるよう整備する計画をしているという説明がありました。委員からは、東西の搬入口の工事が進捗していない状況で、利用者の便宜性、安全性を確保する手だてが必要であり、近鉄保有の土地の有効利用はできないのかという意見があり、できるだけ通行等支障のないよう、スムーズにいく方向で交渉もしていきたいという説明がありました。

以上で尺土駅前広場整備事業特別委員会の報告といたします。

西川議長 次に、行財政改革特別委員会委員長より報告を願います。

9番、阿古和彦君。

阿古行財政改革特別委員長 それでは、閉会中の行財政改革特別委員会の審査状況について、ご報告を申し上げます。

委員会は平成24年6月14日、午後2時より開催し、審査をいたしております。

前回の委員会では、新市建設計画にかかる事業費について、平成23年度分につきましては、当初予算額で、また平成24年度以降分につきましては予算見込額をもとに積算した結果、事業総額が177億7,454万1,000円となり、またその結果を反映させた財政計画についても報告を受けましたが、今回ごみ処理施設整備事業などの一部事業費の変更と、平成23年度分を現計予算額で、また平成24年度分については、当初予算額、平成25年度以降分については予算見込額で再度積算を行われた結果、事業総額が前回の報告よりも22億4,613万7,000円ふえ、200億2,067万8,000円となるという報告を受けました。また、事業費の変更などに伴う今後の財政計画、主要財政指標の推移についてもあわせて報告を受けました。

以上で行財政改革特別委員会の報告といたします。

西川議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）等につきましては、既に配付いたしております1件でございます。所管において取扱いについてのご協議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成24年第2回葛城市議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは、議会活動を通じまして市民の皆様方の幸せづくりのために奔走いただいておりますことを、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましてご審議をいただく案件は、人事案件が2件、報告案件が6件、議決案件が6件の、合わせて14件でございます。それぞれ提案時におきまして、その都度内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

西川議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、7番、藤井本浩君、12番、赤井佐太郎君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

5番、朝岡佐一郎君。

朝岡議会運営委員長 平成24年第2回葛城市議会定例会の開催に当たり、去る6月8日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、議第29号及び日程第4、議第30号の人事案件2議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。なお、本2議案につきましては人事案件でございますので、議案の朗読を行います。

次に、日程第5、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみ行います。

次に、日程第6、報第3号及び日程第7、報第4号の2件につきましても報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行います。こちらにつきましても、法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第8、承認第1号から日程第10、承認第3号までの専決処分の承認3議案につきましては一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

続きまして、日程第11、議第31号及び日程第12、議第32号の条例の一部改正2議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第31号につきましては民生水道常任委員会に、議第32号につきましては総務文教常任委員会に、それぞれ付託をいたします。

次に、日程第13、議第33号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、民生水道常任委員会に付託をいたします。

次に、日程第14、議第34号及び日程第15、議第35号の契約議決2議案につきましては一括

上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第34号、議第35号ともに総務文教常任委員会へ付託をいたします。

最後に、日程第16、議第36号、平成24年度一般会計補正予算第1号につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、関係部分を3つの常任委員会及び新クリーンセンター建設事業特別委員会に審査を分割付託いたします。

以上で1日目は散会をいたします。

なお、今回提出されております議員提出議案につきましては、定例会最終日に議案を配布し、付託議案の審査終了後、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日6月18日から28日までの11日間とし、20日午前10時より本会議、一般質問を行います。21日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。また、本会議終了後、401会議室におきまして議会全員協議会が開催されますので、よろしく願いいたします。22日午前9時30分より総務文教常任委員会、25日午前9時30分より民生水道常任委員会、同じく25日午後2時より新クリーンセンター建設事業特別委員会を開催願います。26日午前9時30分より都市産業常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。27日は予備日とし、28日午前10時より本会議を開催いたします。初めに、会期中に行われました常任委員会及び特別委員会における調査事項の審査状況をそれぞれの委員長より報告を願い、その後、各委員会に付託された議案につきまして委員長の審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。そして、先ほど申し上げました議員提出議案の審査を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、意見書(案)等につきましては、お手元に配付のとおり、1件の提出がございました。所管において、その取扱いについてご協議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式で選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては質疑、答弁を含めて1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。議員の皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

西川議長 ただ今の運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日18日から28日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日18日から28日までの11日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただ今の運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第29号及び日程第4、議第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

本2案を事務局長に朗読させます。

寺田事務局長 命により朗読いたします。

議第29号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく議会の意見を求める。

記

住所 葛城市新在家●●●

氏名 藤田味子

昭和●年●月●日生

平成24年6月18提出

葛城市長 山下和弥

次に、議第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市長尾●●●

氏名 椿本恵三

昭和●年●月●日生

平成24年6月18提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

西川議長 本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第29号及び議第30号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

最初に、議第29号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、本案につきましては人権擁護委員の中井治幸氏が本年9月30日付をもって任期満了となりますので、新たに葛城市新在家●●●、藤田味子氏を推薦いたしたく、提案するも

のでございます。

次に、議第30号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、本案につきましては人権擁護委員の椿本恵三氏が本年9月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き葛城市長尾●●●、椿本恵三氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上、提案いたしました2名の人権擁護委員候補者につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認め推薦いたしたいので、よろしくご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第3、議第29号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第29号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第4、議第30号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第30号議案を採決いたします。
本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に日程第5、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

杉岡副市長 おはようございます。ただいま報第2号で上程いただきました、平成23年度の葛城市土地開発公社経営状況の報告につきまして、お手元の平成23年度葛城市土地開発公社経営状況

報告書に基づきご説明を申し上げます。なお、皆様方のお手元に平成23年度中に取得いたしました資産、あるいは売却資産の位置図、平成23年度期末保有資産の位置図等をお渡ししておりますので、ご参照いただけましたら結構かと思います。

それでは、2ページをご覧ください。2ページの方から説明させていただきます。まず、平成23年度の開発公社の概要でございます。本年度の事業収支につきましては、収益的収入で2億683万7,984円、収益的支出で2億532万3,814円、資本的収入で9,432万円、資本的支出2億9,135万8,953円となりました。本年度の事業取得の内容につきましては、尺土駅前周辺整備事業用地では、土地3筆1,584.32平方メートル、用地費は7,903万6,638円でございます。新庄駅前通り線事業用地では、平成22年度に取得いたしましたマンション敷地の一部、78件の地権者のうち未契約でありました3件分の持分といたしまして、55万2,214分の2万1,667を平成23年度に取得いたしました。この用地費が54万8,786円でございます。地方特定道路整備事業用地でも同様に敷地の一部、3件分を12万7,929円で取得いたしました。以上、取得事業用地の合計は、土地3筆1,584.32平方メートルで7,971万3,353円でございます。

次に、売却事業の内訳につきましてご説明申し上げます。まず、新庄駅前通り線事業用地では、1筆の土地142.72平方メートルで、売却原価は1,425万8,217円、売却収益は1,440万798円でございます。次に、地方特定道路整備事業用地では、土地1筆33.27平方メートル、売却原価は334万6,733円、売却収益は338万200円でございます。次に、柿本・笛堂地内道路改良事業用地では、土地1筆29.23平方メートルと、補償1件の売却原価1,735万1,127円、売却収益は1,752万4,638円でございます。次に、磐城第2保育所整備事業用地では、3筆の土地1,831.18平方メートル、売却原価は1億3,421万7,085円、売却収益は1億3,555万9,253円でございます。次に、北花内の多目的広場整備事業用地は、2筆の土地469.36平方メートル、売却原価は3,583万9,272円、売却収益とも同額でございます。以上、売却事業の合計額は、8筆の土地、2,205.76平方メートルと1件の補償費を合わせまして、売却原価は2億501万2,434円、売却収益は2億670万4,161円でございます。なお、平成23年度末の事業用総資産総額につきましては、5億1,706万3,523円となりました。

損益計算につきましては、事業総収益で169万1,727円、事業外収益で13万3,823円、事業損失で31万1,380円、経常利益は151万4,170円となり、当期純利益につきましても151万4,170円となりまして、準備金合計は9,793万6,194円となったわけでございます。また、借入金は、当期増加額で9,432万円、当期減少額は2億318万円となりまして、期末残高では4億1,433万円となりました。

次に、8ページをお開きいただきたいと思えます。平成23年度の収支決算書でございます。まず、収益的収入及び支出のうち、収入の部でございます。事業収益の公有地の売却収益は決算額2億670万4,161円で、これは2ページで説明いたしました公有地の売却収益の価格でございます。次に、事業外収益の受取利息は1,993円、この分につきましては南都銀行、大和信用金庫、中央信用金庫、3つの金融機関からの収入でございます。雑収益では13万1,830円で、駐車場の貸付料や電柱の占有料等、これらを合計いたしまして、収益的収入が2億683万7,984円でございます。

次に、支出のうち事業原価、公有地の売却原価は、決算額が2億501万2,434円で、これも2ページで説明いたしました公有地の売却原価の価格でございます。次に、一般管理費の経費では、31万1,380円で、公有地に関します費用等でございます。管理に関する費用でございます。これらを合計いたしまして2億532万3,814円でございます。

次に、9ページに移らせていただきます。資本的収入及び支出でございます。まず、収入のうち資本的収入の借入金では、決算額9,432万円、合計も同額でございます。次に、支出の資本的支出、公有地取得事業費では、決算額8,817万8,953円、借入金の償還につきましても、決算額で2億318万円、支出の合計は2億9,135万8,953円でございます。

次に、4ページの方に戻っていただきたいと思えます。開発公社の損益計算書でございます。平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間でございます。まず事業収益の土地売却収益につきましては、2億670万4,161円、事業原価の土地売却原価は2億501万2,434円でございます。事業総収益につきましては、169万1,727円でございます。次に、一般管理費の事業損失は31万1,380円でございます。次に、事業外収益の受取利息は1,993円、次の雑収益の13万1,830円を合計いたしまして13万3,823円でございます。したがって、経常利益は151万4,170円、当期の純利益も同額の151万4,170円でございます。

次に、5ページに移ります。開発公社のキャッシュ・フロー計算書でございます。平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間の現金の動きをあらわしたものでございます。まず、1の事業活動によりますキャッシュ・フローでございますが、公有地取得事業費が2億670万4,161円、その他事業収入が13万1,830円、公有地取得事業が9,868万9,153円の支出でございます。差し引き1億814万6,838円となりまして、これに受取利息の取得費1,993円を合計いたしまして、事業活動によりますキャッシュ・フローは1億814万8,831円でございます。

6ページに移らせていただきます。3の財務活動によりますキャッシュ・フローでございますが、長期借入れによります収入が9,432万円、長期借入金の返済により支出が2億318万円の支出でございます。差し引き、財務活動によりますキャッシュ・フローは、マイナス1億886万円でございます。次に、4の現金及び現金同等物増加額は、1の事業活動によるキャッシュ・フローの1億814万8,831円と3の財務活動によりますキャッシュ・フローのマイナス1億886万円を差し引きまして、マイナス71万1,169円となりまして、5の平成23年度の期首の現金及び現金同等物の残額、610万3,017円から6の平成23年度期末現金及び現金同等物の残高が539万1,848円となったわけでございます。

次に、3ページの方にお戻りいただきたいと思えます。平成24年3月31日までの貸借対照表でございます。まず、資産の部、流動資産、現金及び預金でございますが、539万1,848円でございます。代行用地では5億1,706万3,523円、流動資産合計につきましては5億2,245万5,371円で、資産合計は、同額の5億2,245万5,371円でございます。

次に、負債の部でございます。固定負債の借入金は4億1,433万円で、大和信用金庫及び中央信用金庫からの借入金でございます。未払金では518万9,177円、固定負債合計は4億1,951万9,177円、負債合計につきましても同額の4億1,951万9,177円でございます。

次に、資本の部でございますが、資本金の基本財産は500万円でございます。準備金で、前期繰越準備金9,642万2,024円、当期純利益が151万4,170円、準備金合計といたしまして、9,793万6,194円でございます。また、資本合計につきましては1億293万6,194円で、負債資本の合計額は5億2,245万5,371円でございます。

最後に、10ページの方をお開きいただきたいと思います。平成23年度の決算意見書でございます。公社の決算につきましては、去る5月1日午前10時から溝口、山岡両監事に監査を受けまして、いずれも適正と認めていただきましたことをあわせてご報告を申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、報第3号、平成23年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告について及び日程第7、報第4号、平成23年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上2議案を一括議題といたします。本件につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました報第3号及び報第4号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、報第3号、平成23年度葛城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、磐城第2保育所整備事業並びに国鉄・坊城線整備事業であり、新市建設計画に基づき進めさせていただいている工事でございます。

磐城第2保育所整備事業につきましては、継続費の総額が6億5,760万円、平成23年度継続費予算現額といたしまして3億350万円、支出済額が1億5,211万6,400円、差引額1億5,138万3,600円を翌年度へ逓次繰越したものでございます。

また国鉄・坊城線整備事業につきましては、継続費の総額は9億5,000万円、平成23年度継続費予算現額は2億8,970万3,000円、支出済額が229万3,000円、差引額2億8,741万円を翌年度へ逓次繰越したものでございます。以上、2事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

次に、報第4号、平成23年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本報告につきましては、3月議会において設定しました繰越明許費、地域循環型社会形成推進事業、水と農地活用促進事業、農業体質強化基盤整備促進事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、街路事業、消防救急無線デジタル化工事実施設計業務、全国瞬時警報システム(J-A-L-E-R-T)整備事業、新庄小学校附属幼稚園園舎改築工事実施設計業務の10事業に、平成24年3月31日付をもって専決処分を行っております介護保険システム改修事業を加えた11事業につきまして、翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報

告するものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本2議案につきましては、法の規定により報告のみでございますので、ご了承を願います。

次に、日程第8、承認第1号から日程第10、承認第3号まで、以上3議案を一括議題といたします。本3議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました承認第1号から承認第3号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本改正につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、平成24年度課税分から適用すべき部分を改正することとなったため、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容といたしましては、まず最初に土地にかかる固定資産税の負担調整措置を、現行の仕組みを維持しつつ次回評価替え基準年度前までの3年間延長されたことに伴う改正でございます。

次に、住宅用地の課税標準額の措置特例についてでございます。課税標準額を求める際、負担水準が80%に達した場合は前年度課税標準額に据え置く特例がございますが、不公平是正の観点から平成24年度及び平成25年度は負担水準を90%に引き上げ、平成26年度に廃止することとする改正でございます。

次に、特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について、固定資産税を非課税とする措置が創設されたことに伴う改正でございます。

次に、被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例として、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、その敷地にかかる譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までに延長するための改正及び買いかえにかかる譲渡損失の金額について、個人市民税の所得割の計算上、給与所得など他の所得から控除し、控除しきれなかった金額を更に3年間繰り越して控除することができることとする特例を適用するための改正でございます。

最後に、東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失等をした居住者の方が、住宅の再取得または増改築等をした場合に、滅失等をした住宅にかかる住宅借入金等を有する場合の税額特別控除と当該再取得または増改築等をした住宅にかかる住宅借入金等を有する場合の税額特別控除を重複して適用できるとされたことに伴い、所得税で控除しきれない場合に、

個人住民税の計算上、控除することとなっておりますが、その際におきましても、重複適用された課税控除額をもって計算することとする改正でございます。なお、条例の施行日につきましては、地方税法の一部改正に合わせまして、平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容としましては、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について改正するもので、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合、その居住用家屋の敷地にかかる譲渡期限を現行の3年から、東日本大震災があった日から同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長する措置が講じられたことにより附則にこの内容を加え、国民健康保険税の所得割額等の算定において適用することとするものでございます。

なお条例の施行日につきましては、地方税法等の一部改正に合わせまして、平成24年4月1日から施行するものでございます。

最後に、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。本補正予算につきましては、介護保険システム改修事業及び地域循環型社会形成推進事業の2事業について、繰越明許費の追加及び繰越額の変更を行ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本3議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

18番、白石君。

白石議員 ただいま一括上程されています3議案のうち、承認第3号の専決処分の承認を求めることについて、若干の質疑を行います。

本件は、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分された同条第3項の規定により本会議に報告され承認を求められているものであります。

まず、専決処分についてお伺いをいたします。法第179条第1項、長の専決処分は、次の4つの場合に限り、長の権限として専決処分が認められています。その第1は、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第2は、第113条ただし書きの場合において、なお会議を開くことができないとき、第3は、普通地方公共団体の長において議会を招集するいとまが

ないと認めるとき、第4は、議会において議決すべき事件を議決しないときであります。このたびの専決処分は、どのケースに当たるのか、まず説明を求めるものであります。

次に、補正予算、繰越明許費の補正の内容について伺います。補正予算の第1条第1表、繰越明許費補正において、3款民生費、1項社会福祉費の介護保険システム改修事業294万5,000円と4款衛生費、2項地域循環型形成推進事業費では、427万7,000円が増額され、1,809万2,000円とし、それぞれ平成24年3月31日付をもって平成24年度予算に繰り越されています。いずれの事業も、専決処分ですべたように、3月の定例会において平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）として上程され、3月28日に議決されたものであります。

地方自治法第213条、繰越明許費は、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができる、このように規定されています。

継続費の通次使用の制度、事故繰越の制度とあわせて、当該年度の歳出を年度を越えて翌年度以降に執行し得ることを認めた会計年度独立の原則に対する例外であります。本件の場合、いずれも予算成立後の事由によるものと考えますが、予算成立後のどのような事由によって措置されたか、説明を求めるものであります。

西川議長 総務部長。

河合総務部長 ただいま白石議員のお尋ねの専決処分の理由ということでございます。

地方自治法の規定に基づきましては、地方自治法の179条の規定に基づきまして、先ほど質問の中でも出ておったわけでございます。4通りのいわゆる内容があるわけでございます。今回の専決処分につきましては、議会の招集をするいとまがなかったということによる専決処分であるということでございます。

以上でございます。

西川議長 保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの介護保険システムの改修の繰越明許についてのどのような理由によるものかというものでございます。

これにつきましては、介護保険の第5期事業計画に基づきまして、介護報酬の改訂等に伴う改修によるもので、3月議会におきまして改修委託料として294万5,000円を計上させていただき、歳入につきましては、その2分の1の介護保険、事業補助金が147万2,000円となっているものでございます。

これにつきましては、プログラム改修でございまして、国のそういうふうな制度改正内容を受けまして、プログラム改修を行うものでございます。こういうものでございまして、当然パッケージソフトでございまして、奈良県下、一斉に入ったものでございますが、ただし、葛城市のほか、平成25年度から運用である上牧町を除きまして、2市4町におきまして共同化システムということでございまして、特別にこの6市町の間で共同化システムによりますプログラム改修とあわせて行う必要がまいりました。その中で、当然、年度末までにパッケージシステムで改修するというようなことでございましたけれども、メーカーの方から、これ

の運用につきましては、一部不都合が生じて、3月末までに完了することがどうしてもできないというようなことから、6市町に報告があり、またこの件について、県と協議した結果、国とも協議いたしまして、県を通じて繰越が可能となるということから、6市町でその対応について緊急に協議を行い、結果、6市町とも繰越対応を行うものになってございます。

以上でございます。

西川議長 市民生活部長。

生野市民生活部長 地域循環型社会形成推進事業につきましては、427万円の追加の専決処分をお願いしているわけでございます。

まず、内訳でございます。427万7,000円のうち、1件の216万1,000円につきましては、建物移転の補償金の残額、30%の残額の支払いでございます。これにつきましては、3月31日までに移転物件等の撤去が終わらなかった等の理由によりまして、残額の30%が残っております。もう1件、211万6,000円についてでございますが、これは、特別委員会において十分な議論がなされていない中で、執行を見合わせるというような結論にもなったわけございまして、このことにつきまして、担当といたしまして十分協議をする中で、繰越をお願いいたしておるわけでございます。

以上でございます。

西川議長 18番、白石君。

白石議員 専決処分の件でありますけれども、河合総務部長は議会を招集するいとまがなかったと、このような答弁をされました。それもそのはずであります。繰越明許費の質疑でも触れますが、専決処分されている介護保険システム改修事業費294万5,000円、地域循環型形成推進事業費1,381万5,000円は、さきの3月定例会に平成23年度一般会計補正予算（第5号）として上程され、3月28日に議決されたものであります。年度末の3月31日の4日前なんです。その後トラブルが発生して、年度内の執行が困難になったとしても、議会の招集は原則として開会日の7日前までに告示しなければなりませんので、議会を招集しようにも時間がなかったということであります。年度末の3月定例会に新たな事業の補正措置が適正だったのか、私は厳しく問われなければならない、このように考えます。

次に、明許繰越の件であります。介護保険システム改修事業に絞ってお伺いをしてまいりたいと思います。介護保険システム改修事業に対する答弁では、予算成立後の事由として、吉川部長は、メーカーの方が、不都合が生じて3月31日までに完了しない、こういう事態になった。そこで、国、県と協議をして、国の補助金の交付の繰越が可能だということで、明許繰越をし、専決処分をした、こういう答弁でありました。

それでは、本事業が提案された3月定例会の民生水道常任委員会における審査の概要を紹介してみます。まず、議案が議決されるのは3月28日です。4日間しかない。年度内に完成し、支払も終わり、システムの稼働ができるのか、これは私の質疑であります。答弁では、6市町が進めてきた電算システム共同化の改修であり、6市町、足並みそろえて改修を予算化している。同じパッケージによるもので、葛城市の場合は、28日に議決があった後にパッケージの提供を受けるということであるということでもあります。更に、地方自治法に定めら

れた繰越明許費の手続を踏むべきではないかとの質問に対して、答弁では、この事業は、厚労省の平成23年度システム改修事業実施要項に基づき補助されるものである。県に問い合わせると、あくまで平成23年度に実施するシステム改修が交付の対象となる事業で、繰り越しては交付しないなどの答弁、やりとりがありました。

つまり、28日の議決の後、年度内にパッケージの提供を受けられる、県は繰り越して交付はしない、こう言って答弁されていたんですね。ところが、年度内にパッケージの提供が間に合わない、補助金の交付が認められない、こんな事態となったわけであります。その後、国は、繰越して補助金の交付を認めることとなり、明許繰越の予算措置を行い、3月31日付で専決処分されたものであります。

市としては、国の交付要綱に従い、疑うことなく年度末に予算措置されたものですが、このような事態に至ったことは批判されるべきで、市はその原因を明らかにし、二度とこのようなことが繰り返されない財政秩序を確立する責務があると考えます。

そこで、改めてお伺いをします。このような事態に至った根本の原因はだれにあるのか。部長の答弁では、メーカーに不具合が生じてパッケージを提供できない事態になったと、こう報告されましたが、私は、そうではない、このように思います。根本の原因、最大の原因はどこにあるのか、改めて所見を求めるものであります。

次に、国は、繰越を認めるに当たって、明許繰越、そして事故繰越の両制度を認めました。そのために、電算システムの共同化を進め、このたびシステム改修を行った6市町の対応が異なりました。3自治体が明許繰越、残りの3自治体、香芝市、田原本町、川西町は、事故繰越を適用しています。葛城市は、明許繰越を適用されているわけでありますが、どのような理由によるものか、説明を求めるものであります。

更に、国は、補助事業の繰越を認めたわけでありますが、補助金の交付は、出納閉鎖までに5月31日の出納閉鎖までに交付されるのか、この点についても説明を求めておきたいと思えます。

以上、答弁を求めるものであります。

西川議長 保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 ただいまの白石議員の質問でございます。

責任はどこにあるかというようなことでございますけれども、6市町の共同化システムということで、先ほどの答弁の中でその原因とありましたけれども、今回が第5期の介護保険システムに当たりましては、通常第4期と比べましても、いろいろ国の状況等により、国の制度内容の通告でございますけれども、約1カ月おくれとおったというのは、これは、県、国の現状の前期と比較しての時期でございます。それに伴いまして、その確認作業が非常におくれたところへ、この共同化システムによります6市町が非常に影響を受けまして、6市町以外につきましては年度内に終了しておるわけでございます。原因と言われましても、そういうふうな形で、もう少しメーカーとも、県並びに関係市町村との制度内容の変更につきまして、また共同化システムにつきましては、そういうことでのちょっと見込みがついておらなかったというふうな原因であろうかと思えます。

そして、最後にご質問の補助金についてでございますけども、一応、こういうふうな形で契約日を3月28日から6月30日と変更しております。そんな形で、事業実績報告というような形で補助金がおってきますので、5月末の出納検査につきましては、補助金については平成24年度の収入になってきております。そういうものでございます。

以上でございます。

白石議員 明許繰越を選択した理由は。

西川議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時22分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を行います。

保健福祉部長。

吉川保健福祉部長 先ほどの明許繰越か事故繰越かということでございます。今回の事案につきましては、年度内に、3月28日に議会で議決いただきまして、先ほど答弁申し上げたように、そのような形で共同化システムより3月年度末までに支払ができないというようなことで明許繰越というような形でございます。現在、ほとんど稼働できておりまして、契約日につきましては6月30日になっておりますけども、順調にプログラム運営は行っている状態です。

そういうふうな状況で、繰越明許というところで、ある程度予想できたというようなことで、議会会議が終了後、繰越明許という手続になったわけでございます。

以上でございます。

西川議長 18番、白石君。

白石議員 それぞれご答弁をいただきました。介護保険システム改修事業にかかわって、明許繰越されたわけでありまして、質疑でもご紹介しましたように、3月の定例議会、常任委員会でのてんまつでは、これは、もう3月31日までにパッケージを受け取れ、稼働できるんだと。こういうことです。

国は、これは平成23年度の補助金の交付要綱に基づいてやるものであって、この繰越は認められない。県に問い合わせたらそう言っていたわけでありましてね。私は、こういうケースはまれなんです。明許繰越を専決処分する。私は29年間議員をしてみましたが、こういう経験は一度もありません。しかし、昨今、明許繰越が本当にふえています。しかも、この介護保険のシステム改修等の電算システムにかかわる補助金の交付に当たっては、その他のこの事業の変更に当たってのシステム変更で、たびたび年度末にこの予算措置を求められ、結局、3月の定例会で明許繰越をしなければならない事態というのが、昨今、ふえているんですね。そして、今回、このような事態になっている。

これは、私は、部長や市長を責めているわけではありません。こういう財政秩序が本当に保たれていない、確保されない、こういう事態が続いているということは、これはゆゆしき事態だというふうに思います。この点で、私はあえて、委員会協議会でやりましたが、市長や副市長がおられるこの本会議の中でお願いをしたいというふうに思っております。この明許繰越、専決処分をしなければならない最大の原因は、若干、部長が触れましたけれど

も、介護保険の報酬等の改正に伴って、厚労省は、当然、システム変更の手続を踏んできてはいるはずなんです。ところが、定期の改正であるにもかかわらず、このたびは1カ月おくれでいる。その分、地方自治体に大きな負担がかかってきているわけです。

そりゃ、部長は、当然、私の言うことよりも、県や国の言うことをしっかり聞いて事業を進める、こういうことでしょう。これは当たり前ですよ。ところが、全く真逆の結果になっているのではないかと。私は、あと4日間しかない、これは予算の内容として明許繰越費を設定すべきじゃないか。これは、だれでもそう考えるはずなんです。しかし、国は、県は、あえて平成23年度で事業はできるんだと、こういうことでありました。これは、ぜひ改めてもらわなければなりません。私は、国に最大の原因がある、このように申し上げておきたい。このように思います。

その国が、一転して繰越を認める。事故繰越でも明許繰越でもどっちでもええ、こういうことです。これも、我々議会は、法や条例や規則、予算に基づいてやっぱり仕事をしているんです。そのようにきちっと適正適法にやられるようにチェックをするのが私たちの仕事なんです。ところが、一転して、事故繰越でも明許繰越でも構へん。ところが、適用の要件は違うんじゃないですか。明許繰越の場合は、あらかじめ、これは事故もあるでしょう、いろんなケースがあるでしょう。しかし、あらかじめ、当該年度の経費が年度内に終わらへんやろうと、やっぱり翌年度に繰り越してやらなしゃあないという形で財源を全額きちっと確保した上で、翌年度に繰り越すと、こういう要件なんです。事故繰越の場合は、まさに、本当に予想されない、あらかじめ予想できない、そういう状況の中で、突発的な事故等によって、天災地変、そういうことによって繰越をする。しかし、その場合も、やはり支出負担行為、ちゃんと手続を踏んでいる、いわゆる契約もちゃんとできて、しているものについて、事故繰越を認めようという話なんです。

どちらを選ぶか、これは財政当局等の考え方があると思います。しかし、私は、先ほど申した、この場合はあらかじめ予想できたわけではありません。だから、そういう点では、事故繰越が正解なのではないか。しかし、明許繰越は、予算の内容として、議会で提案し、承認を求めるということになっているんです。ですから、ここで議論できるんです。そういう点で、私は、明許繰越を採用された点について評価したい。事故繰越の場合は、予算執行上の手続として行われる。これは、議会のその事故繰越の承認を求め、そんな手続は要らんですね。もういっちゃえと、こうなる。

だから、私は、そういう意味では、明許繰越を選んでいただいた吉川部長や河合部長には感謝をしたいと思うけども、その原因はなかなか納得できないわけであります。そして、明許繰越を選んだからには、当然、施行令の規定で、その必要な財源を全額、この翌年度に行わなきゃならない。空財源はだめなんです。

じゃ、この場合、一般財源は十分黒字が見込めて剰余がある。ところが、国の補助金、これは実際、出納閉鎖までの5月31日までに交付されるのか。この財源は、どのように全額を確保して次年度へ送るんだ、翌年度へ送るんだといった場合、部長が答えました。契約は3月28日から6月30日に送りました、延ばしました。当然、事業を完了し、それがしっかり作

動するか確認をして、そしてそれから補助金の交付はされるんです。ということは、この補助金は全額確保されないまま送られるということになる。形式上、これは一般財源で、その分を補てんして送るといふ形になるんです。これは、私が言っているんじゃないんですよ。これは、歴代の自治省の事務次官をされていた方々、例えば松本英昭さん、こういう方が、そういう制度の中身、制度の矛盾する点について、やはりきちっと指摘をされ、やはりこれを改善しなきゃならない、こういうふうに言っているんです。これは私が言っているわけじゃない。そういう方が言っているわけです。

ですから、今回のようなまれなケースというのは、今後ないというふうに思いますけれども、やはりそのまれなケースでこうやって議論をしておけば、財務当局、財政当局も、原課も、しっかりとした財政規律に基づいて、この事業の執行、予算の措置を行っていただけるものということを思います。ぜひこういう点を留意されて取り組まれることを強く求めて、私の質疑を終わりたいと思います。

以上です。

西川議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

次に、日程第8、承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより日程第8、承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、承認第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより日程第9、承認第2号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10、承認第3号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより日程第10、承認第3号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第11、議第31号及び日程第12、議第32号、条例改正2議案を一括議題といたします。本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第31号及び議第32号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第31号葛城市印鑑条例等の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が公布され、外国人登録法の廃止による外国人登録制度の廃止及び外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とすることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、第1条の葛城市印鑑条例においては、外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票等の用語の整理のほか、外国人住民にかかる住民票の記載事項の特例である通称を用いた印鑑の登録及び取扱いにかかる改正、第2条の葛城市手数料条例においては、住民基本台帳法施行令の改正による引用条項の条ずれに伴う改正、第3条の葛城市福祉総合ステーション条例及び第4条の葛城市農業者健康管理休養センター条例においては、外国人登録原票の文言を削除する改正でございます。平成24年7月9日から施行するものでございます。

次に、議第32号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては2点でございます。1点目につきましては、個人住民税における年金所得者の申告手続の簡素化のため、寡婦控除の市町村への申告書提出を不要とするものでございます。2点目は、下水道除害施設及び雨水貯留浸透施設の償却資産につきまして創設されました地域決定型地方税制特例措置により特例率を市町村の条例に定めるものでございます。最初の改正規定は、平成26年1月1日から施行するもので、2点目の改正規定につきましては、平成24年4月1日以降に取得される償却資産に対して貸すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましても一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第31号議案については民生水道常任委員会に、議第32号議案については総務文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第13、議第33号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第33号、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、先ほどご説明いたしました葛城市印鑑条例等の一部改正と同じく、住民基本台帳法の改正に伴う、外国人登録制度の廃止及び外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とすることに伴い改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、規約で定める広域連合の経費を支弁するための収入の1つである関係市町村の負担金の額の算定において、各市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口を用いていることから、当該規定から外国人登録原票の文言を削除し、住民基本台帳に基づく人口によるものとする規約の変更を行うものでございます。関係市町村の協議が整った日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第33号議案につきましては、民生水道常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第14、議第34号及び日程第15、議第35号、工事請負契約の締結案件2議案を一括議題といたします。本2議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第34号及び議第35号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第34号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市立新庄小学校北中棟地震補強・大規模改造工事及び北棟大規模改造工事についてでございます。本工事につきましては、新市建設計画に基づき進めております市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の新庄小学校校舎につきまして、耐震診断調査をいたしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になり、耐震補強工事・大規模改造工事をしようとするものでございます。校舎の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ面積は1,867平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成24年5月30日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、株式会社奥村組が落札したので、契約金額1億7,076万7,800円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第35号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市立磐城小学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事についてでございます。本工事につきましては、新市建設計画に基づき進めております市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の磐城小学校屋

内運動場につきまして、耐震診断調査をしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になり、耐震補強工事・大規模改造工事をしようとするものでございます。屋内運動場の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ面積は1,205平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成24年5月30日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、株式会社森組が落札しましたので、契約金額1億3,631万7,300円で請負契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2議案につきましては総務文教常任委員会に付託し、審査を願います。

次に、日程第16、議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第36号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決につきまして、提案理由を申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,656万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億6,656万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、民生費では、いきいきセンターの畳表替えにかかる修繕料、農林商工費では市単独土地改良事業にかかる工事請負費、鳥獣害防止対策協議会への負担金、消防費では消防団員退職報償金等でございます。第2条では、地域循環型社会形成推進事業にかかる継続費の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第36号議案につきましては、3つの常任委員会及び新クリーンセンター建設事業特別委員会へ関係部分をそれぞれ付託し、審査を願います。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、20日、21日、28日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、22日午前9時30分から総務文教常任委員会、25日午前9時30分から民生水道常任委員会、同じく25日午後2時から新クリーンセンター建設事業特別委員会、26日午前9時30分

から都市産業常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いいたします。

また、21日の本会議終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

皆様方におかれましては、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午前11時48分